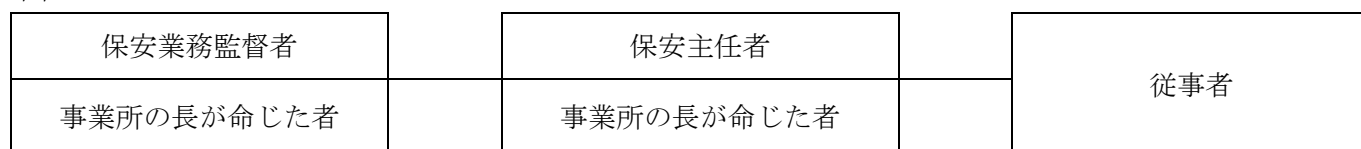


別表第 1 (第 4 条関係)

保安業務を管理する事業所	保安業務の管理の範囲
<p>シナネン株式会社 東京都品川区東品川一丁目 39 番 20 号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京ガスネットワーク株式会社の供給区域 (東京地区等) ・ 東邦ガスネットワーク株式会社の供給区域 ・ 大阪ガスネットワーク株式会社の供給区域 (西播磨サテライトエリアを除く) ・ 西部ガス株式会社の供給区域 (福岡エリア)

本社



別表第2 消費機器に関する周知の種類と頻度（第13条関係）

規則第197条第1項第2号の周知業務の頻度は下表のとおりとする。

	周知対象又は消費機器の種類	頻度	書面に記載する事項
一般周知	(1) 全需要家（(2)の建物区分の需要家を除く）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び2年に1回以上	規則第197条第1項第1号イからニまで及びりに掲げる事項
	(2) 建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物の需要家	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び1年に1回以上	
個別周知	(1) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が12キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び1年に1回以上	規則第197条第1項第1号ハ、ホ及びりに掲げる事項
	(2) (1)に掲げるものを除き、屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が12キロワット以下のもの		規則第197条第1項第1号ハ及びりに掲げる事項
	(3) 別表第3の表の左欄イのガス湯沸器（屋内に設置された半密閉燃焼式のものに限る。）		規則第197条第1項第1号ハ、へ及びりに掲げる事項
	(4) 別表第3の表の左欄イのガスふろがま（浴室内に設置された自然排気式のものであつてその排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び2年に1回以上	規則第197条第1項第1号ハ、ト及びりに掲げる事項
	(5) (4)に掲げるものを除き、別表第3の表の左欄イのガスふろがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。）		規則第197条第1項第1号ハ及びりに掲げる事項
	(6) 開放燃焼式のガストーブであつて燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び1年に1回以上	規則第197条第1項第1号ハ及びりに掲げる事項
その他	建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等に設置されている消費機器	4年に1回以上	規則第197条第1項第1号ニ、ト及びりに掲げる事項

別表第3 消費機器に関する調査の種類と調査事項（第17条関係）

次表の左欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる技術上の基準に関する事項等について調査する。

消費機器の種類	頻度	調査を行う事項
<p>イ ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至った場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）第6条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び4年に1回以上</p>	<p>1 屋内に設置されている燃焼器に係るものにあつては、規則第202条第1号、第2号イ(1)から(4)まで及びロ(1)(イ(1)及び(4))に係る部分に限る。)、第3号ハ、第5号、第6号ハ及びニ並びに第12号に掲げる基準に関する事項</p> <p>2 屋外に設置されている燃焼器に係るものであつてその排気筒または給排気部が屋内に設置する部分を有するものにあつては、規則第202条第7号イ及びロ(第2号イ(1)(屋内に設置されている部分に限る。))及び(4)に係る部分に限る。)並びにハ(第6号イ(屋内に設置されている部分に限る。))、ハ及びニに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項</p>
<p>ロ (1) 建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器 (2) 建物区分のうち特定地下室等に設置されている燃焼器</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び4年に1回以上</p>	<p>規則第202条第8号及び第9号に掲げる基準に関する事項</p>
<p>ハ 燃焼器</p>	<p>ガスの使用の申込みを受け付けたとき</p>	<p>規則第202条第11号に掲げる基準に関する事項</p>

別表第4 消費機器の技術上の基準（規則第202条の抜粋）（第17条関係）

別表第3の表右欄に記載されている調査を行う事項として規則第202条から引用される項目を下表に示す。

消費機器の技術上の基準（「調査を行う事項」に関連する条項のみ抜粋）

第202条 法第159条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉燃焼式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒を設けること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器のための排気フードを設けるときは、この限りでない。

※イは省略

- ロ ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が12キロワットを超えるもの）
- ハ ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が7キロワットを超えるもの）
- ニ ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が7キロワットを超えるもの）
- ホ ガスふろがま

※へは省略

※トは省略

二 前号の燃焼器（以下この号から第4号までにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。

イ 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。

- (1) 排気筒の材料は、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。
- (2) 排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、当該燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。
- (3) 排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。
- (4) 排気筒の先端は、屋外に出ていること。

※(5)～(10)は省略

ロ 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。

- (1) 排気筒は、イ(1)、(4)、(5)（障害物に係る部分に限る。）、(6)（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）及び(8)の基準に適合するものであること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加えてイ(9)の基準に適合するものであること。

※(2)～(5)は省略

三 燃焼器の排気筒に接続する排気扇は、次に定める基準に適合すること。

※イ、ロは省略

ハ 排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。

※第4号は省略

五 次に掲げる燃焼器は、換気扇又は有効な給排気のための開口部を設けた室に設置すること。ただし、排気フードを設けるもの又は排気筒を設けるものであつて第2号から第4号までの基準に準じて設置するものを除く。

※イは省略

- ロ ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が12キロワット以下のもの）
- ハ ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が7キロワット以下のもの）
- ニ ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が7キロワット以下のもの）

※ホは省略

※へは省略

六 ガス調理機器、ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）、ガスふろがま、ガストーブ又はガス衣類乾燥機であつて、密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ 給排気部（排気に係るもの（口に規定する部分を除く。）に限る。）の材料は、金属その他の不燃性のものであつて十分な耐食性を有するものであること。

※ロは省略

- ハ 給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。
- ニ 給排気部の先端は、屋外に出ていること。

※ホ～ヌは省略

七 屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。

イ 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第2号イ（4）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（1）、（8）、（9）（燃焼器に係る部分を除く。）及び（10）の基準に適合するものであること。

ロ 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第2号イ（4）、（5）（障害物に係る部分に限る。）及び（6）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（1）、（8）、同号ロ（1）のただし書、（2）、（3）（排気扇に係る部分を除く。）及び（5）の基準に適合するものであること。

ハ 給排気部であつて、屋内に設置する部分を有するものは、前号ハからへまで及びヌの基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ、ロ及びトからリまでの基準に適合するものであること。

八 燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方法により設けること。

九 燃焼器であつて、建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。

※第10号は省略

十一 燃焼器は、供給されるガスに適応したものであること。

十二 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

別表第5 大規模災害時における動員基準（第37条関係）

ケース	基本的な体制	連携方法
小規模災害時(震度4以下の地震)、供給支障対応等	平常時の体制	一般ガス導管事業者の規模、供給支障の規模等によっては、迅速な復旧を行うためにも、一般ガス導管事業者が当社に対して、協力要請を行う場合も考えられるため、当社は誠意を持って協議する。
大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(震度5弱の地震等)	一般ガス導管事業者から要請があれば、大規模災害時の特別体制に移行	供給停止区域の発生や入電数の増加等により一般ガス導管事業者の緊急対応業務に支障をきたしている場合等において、一般ガス導管事業者が当社に対して、協力要請を行う場合、当社は誠意を持って協議のうえ、連携・協力し対応を行う。
大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(震度5強以上の地震等)	大規模災害時の特別体制	発災と同時に、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定めた連絡方法や組織構成により、大規模災害時の特別体制(一般ガス導管事業者が設置する対策本部)に、当社は可能な限り所定の要員を確保・供出し対応を行う。